

# 建物賃貸借契約書

北海道（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）と連帯保証人\_\_\_\_\_（以下「丙」という。）は、次の条項により北海道が所有する建物について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借権の設定を目的とした借家契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 甲は、その所有する次の建物を乙に賃貸し、乙は、その建物を賃借する。

- (1) 所 在 \_\_\_\_\_  
(2) 建物の名称 \_\_\_\_\_  
(3) 数 量 \_\_\_\_\_

〔 第1条 甲は、その所有する別紙目録記載の建物を乙に賃貸し、乙は、その建物を賃借する。 〕

（注）〔 〕書きの部分は、物件が複数の場合に使用すること。

（用途の指定）

第2条 乙は、前条の建物（以下「貸付物件」という。）を自動販売機設置の用として使用するものとし、この用途（以下「指定用途」という。）以外の目的に使用してはならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（指定用途に供すべき期日）

第3条 乙は、貸付物件を令和\_\_年\_\_月\_\_日（以下「指定期日」という。）までに指定用途に供さなければならない。

2 乙は、やむを得ない理由により指定期日の変更を必要とする場合は、詳細な理由を記載した書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

（指定用途に供すべき期間）

第4条 乙は、貸付物件を指定期日（甲が前条第2項の規定により指定期日の延長を承認したときは、その期日）の翌日から次条第1項の賃貸借の期間満了の日まで、引き続き指定用途に供しなければならない。

（賃貸借期間等）

第5条 貸付物件の賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和\_\_年\_\_月\_\_日から令和\_\_年\_\_月\_\_日までとする。

2 本契約は、法第38条の規定に基づくものであるから、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前項に定める期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、賃貸借期間の延長も行われぬものとする。

3 甲は、第1項に規定する期間満了の1年前から6ヶ月前までの間の期間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、賃貸借期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了により本契約が終了する旨の書面による通知を乙にした場合、当該通知日から6ヶ月を経過した日をもって、本契約は終了する。

（貸付料等）

第6条 貸付料は、令和\_\_年\_\_月\_\_日から令和\_\_年\_\_月\_\_日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次	期 間	貸付料
第1年次	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	円
第2年次	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	円
第3年次	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	円

2 乙は、電気等の使用量を計測する計量器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく

検査に合格したものに限る。)を甲の指示するところにより設置し、別に定めるところにより、計量器により計測した使用実績に基づき算定した電気料等を負担しなければならない。

(貸付料等の納入)

第7条 乙は、前条に定める貸付料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年次	回数	納入金額	納入期限
第1年次	第1回	円	令和 年 月 日
	第2回	円	令和 年 月 日
	第3回	円	令和 年 月 日
	第4回	円	令和 年 月 日
	計	円	令和 年 月 日
第2年次	第1回	円	令和 年 月 日
	第2回	円	令和 年 月 日
	第3回	円	令和 年 月 日
	第4回	円	令和 年 月 日
	計	円	令和 年 月 日
第3年次	第1回	円	令和 年 月 日
	第2回	円	令和 年 月 日
	第3回	円	令和 年 月 日
	第4回	円	令和 年 月 日
	計	円	令和 年 月 日

2 電気料等については、算定の都度、納入金額及び納入期限を通知するものとする。

(貸付料の増額)

第8条 甲は、経済事情の変動があった場合において、第6条第1項の貸付料の額が不相当となったときは、乙に対し、当該貸付料の額の増額を請求することができる。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、金\_\_\_\_\_円とする。

[契約保証金は、免除する。]

(注) [ ]書きの部分は、契約保証金を免除する場合に適用する。

2 乙は、第8条の規定に基づき貸付料が増額され契約保証金に不足が生じたときは、その不足額を甲に納付しなければならない。

3 甲は、本契約満了後、乙が第17条に定める義務を履行したことを確認したときは、乙の請求により契約保証金を乙に返還する。ただし、第16条第1項及び第4項第1号の規定により契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

4 契約保証金には、利息を付さない。

5 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権に担保を設定してはならない。

(転貸等の禁止)

第10条 乙は、甲の承認を得ないで、貸付物件を転貸し、又はこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。

(使用上の制限)

第11条 乙は、貸付物件を適正に使用するとともに、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 貸付物件の使用に伴い事故等が発生したときは、乙は、速やかに甲にその旨を報告するとともに、その責任において処理しなければならない。

3 乙は、甲の承認を得ないで、貸付物件の原状を変更し、又は貸付物件を改造してはならない。

(災害等の報告)

第12条 乙は、天災その他の理由により貸付物件に異動が生じたときは、速やかに甲にその旨を報告しなければならない。

(必要費等の負担)

第13条 乙は、貸付物件に係る必要費、有益費その他貸付物件の使用に伴い必要とする

費用を負担する。

(実地調査等)

第 14 条 甲は、必要があると認めるときは、貸付物件の使用状況及び第 2 条の施設の利用状況に関し、調査し、又は資料の提出若しくは報告を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がない限り、前項の調査又は請求を拒んではならない。

(違約金)

第 15 条 乙は、第 6 条第 1 項に定める貸付料の全部又は一部を第 7 条第 1 項に定める納入期限までに納入しないときは、当該期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納入額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については、その納入金額を控除した額）につき年 10.75 パーセントの割合で計算した違約金を甲に納入しなければならない。ただし、違約金額が 500 円未満であるときは、この限りでない。

2 乙は、前項に定めるもののほか、この契約に定める義務に違反したときは、第 6 条第 1 項に定める貸付料の 10.75 パーセントに相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第 16 条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 賃貸借契約期間内においては甲乙共に本契約を解約できないものとする。

3 前項にかかわらず、甲は、貸付物件を公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、本契約を解除することができる。

4 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何等の手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 乙が第 2 条から第 4 条までの規定に違反したとき。

(2) 公序良俗に反する行為があったとき、又はそのような行為を助長するおそれがあるとき。

(3) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(4) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。

(5) 貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認められたとき。

(6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時、賃貸借契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(7) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(貸付物件の返還)

第 17 条 賃貸借期間が満了したとき又は甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、貸付物件を原状に回復して甲の指定する日までに甲に返還しなければならない。

(損害賠償)

第 18 条 乙は、その責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

〔 2 乙は、契約を履行しない場合には、第 15 条の違約金とは関係なく、第 6 条第 1 項に定める貸付料の総額の 100 分の 10 に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。〕

(注) [ ]書きの部分は、契約保証金を免除する場合に適用する。

(必要費等の請求権の放棄)

第 19 条 乙は、賃貸借期間が満了した場合又は第 16 条の規定によりこの契約が解除された場合において、貸付物件について支出された必要費、有益費その他の費用があっても、これを甲に対し請求しないものとする。

(契約の費用)

第 20 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(連帯保証)

第 21 条 丙は、この契約のすべてを承認し、甲に対して、乙と連帯して債務の履行の責めを負うものとする。

2 乙は、丙が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 450 条第 1 項に定める資格を欠くに至ったときは、遅滞なく、新たに連帯保証人を立てなければならない。

連帯保証人が個人の場合

3 第 1 項の丙の負担は、極度額 円を限度とする。

4 乙は、丙に対して、この契約の締結に先立ち、民法第 465 条の 10 第 1 項に基づく情報提供を行い、丙は当該情報の提供を受けたことを確認する。

乙は、甲及び丙に対し、この説明内容が真実であることを表明し、これを保証する。

(管轄裁判所)

第 22 条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第 23 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(信義誠実の原則の遵守)

第 24 条 甲、乙及び丙は、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

この契約を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 北海道

乙

丙

(別紙)

## 目 録

(建 物)

所 在	建物の名称	数 量
		㎡
		㎡

(注)この書式例は、自動販売機の設置に係る賃貸借契約書の標準的な書式として定めたものであるから、貸付物件の内容等に応じ、必要な変更を加えて使用すること。